

## 東大阪市老人福祉施設の運営における暴力団員等の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、東大阪市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年東大阪市条例第34号。以下「条例」という。）、東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）及び東大阪市暴力団排除条例施行規則（平成24年東大阪市規則第40号）の規定に基づき、東大阪市における養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 養護老人ホーム等 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。
- (2) 設置者 養護老人ホーム等を運営する者をいう。
- (3) 役員等 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は養護老人ホーム等を管理する者

(照会)

第3条 設置者の役員等は暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）

に該当する者であってはならない。

2 市長は、設置者の役員等が暴力団員等に該当するか否かについて確認を行う必要がある

と認めるときは、大阪府布施警察署長、大阪府河内警察署長又は大阪府枚岡警察署長

に照会をすることについて、設置者から当該役員等が当該照会に同意している旨の書面

の提出を受けて、当該照会をするものとする。

(誓約書の提出)

第4条 軽費老人ホームに係る社会福祉法第62条第1項の規定による届出、同条第2項

の規定による許可の申請、同法第63条第1項の規定による変更の届出及び同条第2項

の規定による変更の許可の申請（当該届出又は申請を行う法人の代表者の氏名の変更に

係るものに限る。）を行う者は、当該届出又は申請に係る届出書又は申請書に前条第1項

の規定について誓約する旨の書面を添えて市長に提出するものとする。

(措置)

第5条 市長は、第3条第2項に規定する照会の結果、設置者の役員等が暴力団員等に該

当することが判明したときは、老人福祉法又は社会福祉法の規定に基づく措置を行うも

のとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、同年 4 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。